



資料編

1 前橋市男女共同参画基本計画（第四次）「まえばし Wind プラン 2014」策定経過

年 月	市 民	男女共同参画審議会等	市 (事務局、庁内推進会議、ネットワーク会議)
平成 24 年	7 月 13 日～31 日 男女共同参画に関する 市民意識調査実施 審議会会議録の公表	市長から「男女共同参画推進 施策の実施状況について諮 問」 男女共同参画審議会（市民意 識調査実施、経過について） 審議会学識委員（市民意識調 査アドバイザー）による市民 意識調査に関する講評作成	庁内推進会議推薦職員ワーキン ググループ（現ネットワーク会 議）開催（市民意識調査実施に 関する検討）
平成 25 年 1 月	男女共同参画に関する 市民意識調査結果公表	7 日 市長へ「前橋市男女共同参画 推進施策の実施状況につい て答申」	市民意識調査報告書・概要版作 成
2 月		27 日 男女共同参画審議会（次期基 本計画策定についての基本 的な考え方）	
3 月	審議会会議録の公表		
4 月		審議会学識委員による基本 方針確認	策定についての基本方針確認 庁内推進会議推薦のネットワ ーク会議メンバー選出
6 月			14 日 ネットワーク会議（策定スケ ジュール、計画の前提、体系案）
7 月	審議会会議録の公表	5 日 市長から「基本計画策定に関 する諮問」 男女共同参画審議会（策定ス ケジュール、計画体系案）	9～29 日 施策担当課へ第三次計画の具 体的施策実施状況総括調査
9 月		30 日 男女共同参画審議会（総括調 査報告、施策の洗い出し）	4 日 ネットワーク会議（総括調査報 告、施策の洗い出し）
10 月	審議会会議録の公表		
11 月			施策指標の検討、計画素案作成
12 月			20 日 ネットワーク会議（施策、計画 素案の確認）
平成 26 年 1 月		30 日 男女共同参画審議会（計画素 案、答申の検討）	計画素案の修正
2 月	審議会会議録の公表		計画案完成
3 月	審議会会議録の公表 策定報告、計画書公表	4 日 男女共同参画審議会（計画案 確認、答申作成） 25 日 市長へ「基本計画策定に関す る答申」	策定報告、計画書公表

2 前橋市男女共同参画審議会委員名簿

任期:平成 25 年 7 月 11 日～平成 27 年6月 30 日

平成 25 年 6 月 1 日現在

(敬称略)

氏 名	職 業 ・ 所 属 等	区 分
斎藤 周	群馬大学教授	学識経験者
宮寄 文恵	弁護士	
前田 由美子	共愛学園前橋国際大学地域共生研究センター研究員	
木島 定幸	前橋市非常勤職員	
阿部 晴子	NPO法人ウィメンズ ウイルぐんま 理事	関係機関・関係団体代表
楯 政江	前橋商工会議所女性会 会長	
矢嶋 照雄	前橋市国際交流協会 理事（在住外国人支援部会長）	
後藤 苑子	群馬県立県民健康科学大学 学生	
佐藤 智子	私立保育園長連絡協議会（岩神保育園長）	
中山 洋子	前橋市生涯学習奨励員連絡協議会 理事	
平田 雅子	前橋市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	
松本 春美	群馬労働局雇用均等室長	市民代表
田畑 光輝	公 募	
中道 さゆり	公 募	
村上 彬	公 募	

3 まえばし男女共同参画推進条例

平成15年3月28日

条例第1号

改正 平成18年3月29日条例第7号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策等（第8条—第10条）

第3章 推進体制等（第11条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝やかせて生き生きと暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いである。

前橋市は、日本国憲法にうたわれた個人の尊重や法の下での平等を基に、国際社会における男女平等への取組とも協調し、国における男女共同参画社会基本法に基づく取組を踏まえ、「平等」「参画」「自立」「交流」を柱とし、男女共同参画を推進する様々な施策に取り組んできた。

しかし、家庭と仕事との両立、意思決定の場への男女の積極的な参画、女性に対する暴力や権利侵害など、いまだ多くの解決しなければならない課題がある。

このため、私たち一人ひとりがこれらの課題に目を向け、男女共同参画について共に考え、また市と市民と事業者との協働により、男女共同参画を一層推進していく必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指し、将来にわたって男女の人権が尊重され、豊かな文化と活力のある21世紀の私たちのまち、まえばしを創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手を不快にさせ、その言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別

的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動とその活動以外の活動に対等に参画し、両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、政策又は方針の立案からその決定までのすべての意思決定の場に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に当たっては、市、市民及び事業者の相互の協力と主体的な取組により行うよう配慮されなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における男女共同参画の取組と協調して行われなければならない。

(平18条例7・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たり、必要に応じ、市民、事業者、国、県等と相互に連携し、及び協力を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、男女共同参画の推進を阻害する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な言動を行ってはならない。

第2章 基本的施策等

(基本的施策)

第8条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる事項を基本として施策を講ずるものとする。

- (1) 教育の場における男女共同参画を推進するための必要な措置及び支援を行うよう努めること。
- (2) 市民の育児、介護その他の家庭生活における活動とその活動以外の活動との両立のための支援を行うよう努めること。
- (3) 男女が互いに性について理解を深め、思春期、妊娠・出産期その他の生涯にわたる心身の健康

を保持するための支援を行うよう努めること。

(4) 市における政策の立案及び決定過程への女性の参画の機会の拡大を図るよう努めること。

(5) 男女共同参画を推進するための調査研究を行うとともに、市民及び事業者に情報の提供を行うこと。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、第13条に規定する前橋市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回、男女共同参画推進施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

第3章 推進体制等

(相談等)

第11条 市は、市民又は事業者からの性別による権利侵害その他の男女共同参画に関する相談に応じ、必要があると認めるときは、関係機関と連携を図りながら、その市民又は事業者を支援するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の活動の支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供を行うとともに、学習その他の活動の拠点となる場の確保に努めるものとする。

(男女共同参画審議会)

第13条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議するため前橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画推進施策の実施状況に関する事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

4 審議会は、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(男女共同参画推進施策調査委員)

第14条 市長の求めに応じ、市民又は事業者から要望、苦情その他の意見の申出があった男女共同参画推進施策について調査するため、前橋市男女共同参画推進施策調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。

2 調査委員は、市長に、前項の規定による調査の結果を報告するとともに、必要があると認めるときは、助言し、又は改善のための意見を述べることができる。

3 市長は、前項の報告、助言又は改善のための意見を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 前各項に定めるもののほか、調査委員に関し必要な事項は、市規則で定める。

第4章 雑則

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 抄

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条第2項（審議会に係る部分に限る。）及び第13条の規定並びに次項の規定（前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年前橋市条例第23号）別表の改正規定（男女共同参画推進施策調査委員の項を加える部分を除く。）） 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日

（平成15年規則第46号で平成15年6月16日から施行）

(2) 第11条及び第14条の規定並びに次項の規定（前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の改正規定（男女共同参画推進施策調査委員の項を加える部分に限る。）） 平成15年10月1日

附 則（平成18年3月29日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 前橋市男女共同参画審議会運営規則

平成15年5月7日

規則第47号

改正 平成16年3月31日規則第18号

平成18年3月30日規則第19号

平成25年3月29日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、まえばし男女共同参画推進条例（平成15年前橋市条例第1号）第13条第6項の規定に基づき、前橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開するものとする。

(会議録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 議事の内容
- (5) その他必要と認める事項

2 会議録は、会長及び会長が指定する出席委員1人が署名する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部生活課において処理する。

(平16規則18・平18規則19・平25規則42・一部改正)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年6月16日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第18号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第19号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第42号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

5 前橋市男女共同参画推進施策調査委員規則

平成15年9月25日

規則第58号

改正 平成16年3月31日規則第18号

平成18年3月30日規則第19号

平成19年3月29日規則第9号

平成25年3月29日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、まえばし男女共同参画推進条例（平成15年前橋市条例第1号）第14条第4項の規定に基づき、前橋市男女共同参画推進施策調査委員（以下「調査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査委員)

第2条 調査委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 調査委員は3人以内とする。

3 男女のいずれか一方の調査委員の数は、2人を超えることができない。

4 調査委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の調査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(調査の依頼等)

第3条 市長は、男女共同参画推進施策に関し市民又は事業者から要望、苦情その他意見（以下「意見等」という。）の申出があった場合において、必要があると認めるときは、申出のあった年月日並びに申出の趣旨及び理由を明らかにして、調査委員に調査を依頼するものとする。

(調査委員の職務等)

第4条 前条の規定による依頼を受けた調査委員は、関係部課に対して、意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

2 調査委員が市長に対する報告、助言又は改善のための意見の決定を行うときは、合議によるものとする。

(会議の公開)

第5条 調査委員の合議による会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の審議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、調査委員の合議により、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 前橋市情報公開条例（平成9年前橋市条例第45号）第6条に規定する非公開情報に関する事項

(2) その他会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項

(平19規則9・一部改正)

(守秘義務)

第6条 調査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(措置状況等の報告)

第7条 市長は、市民又は事業者からの意見等の申出状況及び調査委員の決定等に基づき講じた措置について、調査委員に報告するものとする。

(庶務)

第8条 調査委員の庶務は、市民部生活課において処理する。

(平16規則18・平18規則19・平25規則42・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第18号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日規則第19号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第9号) 抄

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第42号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

6 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渕内閣

改正 平成一一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内におい

て、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

らない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分

の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に

法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二五年七月三日法律第七二号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市

町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者か

ら引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）

がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は

援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審

尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力

（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二五年七月三日法律第七二号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

8 市民意識調査の概要

	男女共同参画に関する市民意識調査	＜参考＞ 前回調査
調 査 対 象	市内在住の 18 歳以上の男女	市内在住の 18 歳以上の男女
標 本 数	3,000	3,000
抽 出 法	住民基本台帳登録者から性・年齢階層別の人口割合に応じた無作為抽出(平成 24 年 7 月 1 日現在)	住民基本台帳登録者から性・年齢階層別の人口割合に応じた無作為抽出
調 査 方 法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
有効回収率	43.4%	32.5%
調 査 時 期	平成 24 年 7 月	平成 19 年 7 月

平成 21 年 3 月に実施された「男女共同参画社会に関する世論調査⁶」、群馬県調査⁷を引用しているところがあります。詳細は「男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」(平成 25 年 1 月)を参照ください。

⁶ 男女共同参画社会に関する世論調査：

男女共同参画社会に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするために、内閣府によって定期的に行われている調査です。引用したのは平成 21 年 3 月に実施された直近の調査です。

⁷ 群馬県調査：

「群馬県男女共同参画基本計画」(平成 22 年度)を作成するための基礎資料として、平成 21 年 12 月に実施されたものです。

9 男女共同参画のあゆみ

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
1945 (昭和 20 年)			衆院法改正 (成年女子に参政権) 国連発足 (国連憲章採択)
1946 (昭和 21 年)			初の婦人参政権行使 (女性 39 名当選) 日本国憲法公布 (翌年施行)
1947 (昭和 22 年)			改正民法公布 (翌年施行) 家父長制度廃止
1948 (昭和 23 年)			「世界人権宣言」採択
1956 (昭和 31 年)			日本国連加盟可決
1967 (昭和 42 年)			「婦人に対する差別撤廃宣言」採択
1972 (昭和 47 年)			勤労婦人福祉法公布・施行 (昭和 60 年男女雇用 機会均等法と改称)
1975 (昭和 50 年)			「婦人問題企画推進本部」設置 総理府「婦人問題担当室」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 国際婦人年 国際婦人年世界会議で「世界行動計画」採択 (メキシコシティ)
1976 (昭和 51 年)			民法等の一部を改正する法律施行 (離婚後も婚姻 中の姓を称することができる) 「国連婦人の十年」開始 (～1985 年)
1977 (昭和 52 年)			「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」会館
1979 (昭和 54 年)		県民生活部婦人児童課に「婦 人対策係」設置 「群馬県婦人問題懇談会」設置	「女子差別撤廃条約」採択
1980 (昭和 55 年)		「新ぐんま婦人計画」策定 群馬県婦人大学開催 (第 1 回) 婦人国外研修実施 (第 1 回中国) 群馬婦人の集い開催	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催 (コペン ハーゲン) 「女子差別撤廃条約」に署名 (日本含む)
1981 (昭和 56 年)			民法等の一部を改正する法律施行 (配偶者の相続 分 1/3 から 1/2 へ) 「ILO 第 156 号条約」の採択 (男女労働者、特 に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等 待遇に関する条約)
1985 (昭和 60 年)		国連婦人の十年最終年記念群 馬県大会	国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行 (父 母両系主義採用等) 「女子差別撤廃条約」批准、7/25 発行 「国連婦人の十年」最終年世界会議 (ナイロビ) で「ナイロビ将来戦略」採択 「男女雇用機会均等法」成立
1986 (昭和 61 年)			婦人問題企画推進本部、構成省庁を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議 (婦人問題企画推進 会議の後身) 設置 「男女雇用機会均等法」施行 国民年金法等の一部を改正する法律施行 (女性の 年金権の確立) 労働基準法一部改正施行 (女子保護規定の緩和等)
1987 (昭和 62 年)			「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1988 (昭和 63 年)	福祉部児童家庭課に「婦人 問題担当窓口」設置		労働基準法の一部改正施行 (労働時間の短縮等)
1989 (平成元年)		「群馬県における婦人対策につい て—西暦 2000 年に向けて男女 共同参画型社会を—」報告書提出	1994 年を国際家族年とすることを採択 日本青年館で男中心の結婚観や人間関係を見直 し自立した男になることを目指した「花婿学校」 開講
1990 (平成 2 年)			「ナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回の見 直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択 ILO「夜業に対する条約」採択

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
1991（平成 3 年）		「新ぐんま 2010」の中に女性対策を主要な柱として位置付け、策定 「女性に関する意識調査」実施	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画第一次改定」策定（目標、男女共同参画社会の形成） OECD（海外経済協力基金）「開発と女性配慮のための指針」策定
1992（平成 4 年）			「育児休業法」施行 「介護休業制度等に関するガイドライン」策定 「婦人問題担当大臣」任命 環境と開発に関する国連会議で「アジェンダ 21」採択
1993（平成 5 年）		「新ぐんま女性プラン」策定 「群馬県女性行政推進連絡会議」設置	中学校技術・家庭科男女共修実施 「短時間労働者の雇用の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」施行 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択
1994（平成 6 年）		県民生活課に「女性政策室」設置 「群馬県女性人材データベース」構築	高校家庭科男女共修実施 総理府組織令一部改正 「婦人問題企画推進本部」が「男女共同参画推進本部」に改称 「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置 国際人口開発会議（カイロ）開催 ILO「パートタイム労働に関する条約」採択 列国会議同盟（IPU）「政治活動における男女間の不均衡是正のための IPU 行動計画」採択
1995（平成 7 年）			「育児・介護休業法」成立「ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）」批准第 4 回世界女性会議（北京）で「行動綱領」「北京宣言」採択
1996（平成 8 年）	「女性に関する市民意識調査」実施	「男女共同参画社会をきずくための意識調査」実施	男女共同参画 2000 年プラン策定 ILO「家内労働条約」採択
1997（平成 9 年）	企画調整課に「女性政策推進室」設置 「前橋市女性施策庁内推進会議」設置 「前橋市女性施策推進協議会」設置		男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法一部改正 男女共同参画審議会設置法施行
1998（平成 10 年）	「前橋市女性行動計画 まえばし Wind プラン 21」策定	「'98 福島・群馬・新潟 3 県女性サミット」を新潟県で開催	特定非営利活動促進法（NPO 法）公布
1999（平成 11 年）	前橋市男女共同参画情報誌創刊号発行	「'99 新潟・福島・群馬 3 県女性サミット」を群馬県で開催 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施	改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、育児・介護休業法の全面施行 男女共同参画社会基本法公布、施行 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申
2000（平成 12 年）		「群馬・新潟・福島 3 県女性サミット 2000」を福島県で開催 中華婦人連との交流 20 周年記念事業実施	介護保険制度実施 男女共同参画基本計画策定 特別総会女性 2000 年会議（ニューヨーク）で「政治宣言」及び「成果文書」採択
2001（平成 13 年）	企画調整課「女性政策推進室」を「男女共同参画室」に改称	「ぐんま男女共同参画プラン」策定 「ぐんま男女共同参画プラン委員会」設置 「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称 「群馬県男女共同参画推進協議会」設置 「群馬県各種婦人団体連絡協議会」を「群馬県女性団体連絡協議会」に改称 「女性に対する暴力実態調査」実施	中央省庁再編、内閣府に「男女共同参画局」設置、 「男女共同参画会議」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 育児・介護休業法改正

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
2002（平成 14 年）		「人権男女共同参画課」設置	女子差別撤廃条約実施状況報告（第 5 回）の提出 第 2 回 A P E C 女性問題担当大臣会合（メキシコ）開催
2003（平成 15 年）	「まえばし男女共同参画推進条例」制定	「群馬県婦人会館」を「群馬県女性会館」に名称変更 群馬県女性会館内に「女性相談支援室」設置 女性相談所を保健福祉課から人権男女共同参画課に移管	「次世代育成支援対策推進法」公布・施行
2004（平成 16 年）	「前橋市男女共同参画基本計画 まえばし Wind プラン 2004」策定 機構改革により「生活課男女共同参画室」となる 「男女共同参画相談室」開始	「群馬県男女共同参画推進条例」制定 「群馬県男女共同参画推進委員会」設置 「女性相談支援室」と「女性相談所」の両部門を統合し、女性相談センターを女性会館内に設置	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
2005（平成 17 年）		中華婦人連との交流 25 周年	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 育児・介護休業法改正 「第 4 9 回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋10」世界閣僚級会合）」
2006（平成 18 年）		「群馬県男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 「ぐんま DV 対策基本計画」策定	「男女雇用機会均等法」改正
2007（平成 19 年）	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2008（平成 20 年）			内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出
2009（平成 21 年）	「前橋市男女共同参画基本計画（第三次） まえばし Wind プラン 2009」策定	女性相談センター、ぐんま男女共同参画センターに移転 「ぐんま DV 対策基本計画（改定版）」策定 群馬女性会館閉館 「ぐんま男女共同参画センター（とらいあんぐるん）」設置 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施	国連女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審査 「次世代育成支援対策推進法」改正 「育児・介護休業法」改正
2010（平成 22 年）			第 54 回国連婦人の地位委員会（北京＋15）開催 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定
2011（平成 23 年）		「群馬県男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定 「男女間の暴力に関する実態調査」実施	国連の既存のジェンダー関連 4 機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足
2012（平成 24 年）	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施	女性相談センター移転 とらいあんぐるん相談室（男女共同参画センター）開始	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」一部改正 子ども・子育て支援法等子ども・子育て関連 3 法公布
2013（平成 25 年）			ストーカー行為等の規制等に関する法律改正

年	前橋市のあゆみ	群馬県のあゆみ	国や国際社会のあゆみ
2014（平成26年）	「前橋市男女共同参画基本計画（第四次） まえだし Wind プラン 2014」（前橋市DV防止基本計画含む）策定	「ぐんまDV対策推進計画（第3次）」策定	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行